

特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンと称する。英文では、Peace Winds Japan と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を広島県神石高原町に置く。

2 この法人は前項に定める事務所のほか従たる事務所を下記に置く。

- (1) 東京都渋谷区
- (2) 広島県神石高原町
- (3) 佐賀県佐賀市

(目的)

第3条 この法人は、生命の尊厳が守られ、だれもが安心して豊かな生活を享受できるよう、国内外の諸問題の解決に積極的に貢献するとともに、市民や民間組織が公益の実現により大きな役割を担う社会の構築に取り組むことを、その目的とする。

(特定非営利活動の種類およびその事業の種類)

第4条 この法人は前条の目的達成のため、特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)第2条の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」「観光の振興を図る活動」「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」「災害救援活動」「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」「国際協力の活動」「経済活動の活性化を図る活動」「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行い、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 紛争、災害等に起因する人道上の危機に際し、生命・生活を守るための緊急人道支援、および地域の復興と経済的自立のための復興・開発支援(フェアトレード等の収益事業を含む)を行うこと
- (2) 農業・観光をはじめとする産業の育成と振興、地域医療・福祉体制の改善、民間教育プログラムの提供、文化・芸術の振興、イベントの企画・運営等を通じ、過疎化・高齢化等の課題の解決に貢献し、まちづくりを推進し、地域社会の活力を高めること

- (3) 捨て犬・捨て猫等の保護および譲渡、動物と人がふれあう場の提供等、人と動物の共生をめざす動物愛護の活動を行うこと
- (4) 政府、企業、国際機関等と協力し、紛争の予防と解決、および災害の発生に備える効果的な体制づくりに取り組むとともに、援助システムを含む社会のさまざまな制度・しくみの改善を図ること
- (5) 機関誌・書籍の発行、報告会、講演会の開催、ウェブサイトの運営、各種の調査・研究および提言等を通じ、活動に関連する情報を発信して市民の関心を喚起すること
- (6) 前記の各事業を行うための資金を調達すること
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

2 この法人は、次に掲げるその他の事業を行う。

- (1) 物品の販売事業
- (2) 広告募集事業
- (3) 損害保険代理業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、および団体
- (2) その他の会員 別の規則において定めた会員

(入会および会費)

第6条 この法人の会員となろうとする者は、会費を払い込むことによって会員となることができる。

2 会費の額は、別に規則において定める。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、または正会員である団体が解散したとき
- (2) 別途理事会で定めた会員規則に明記された退会の条件に該当したとき

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第9条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第10条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事の中から、代表理事を若干名置く。また、副代表理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第11条 理事は理事会において選任し、総会において承認する。

2 代表理事、副代表理事は、理事会において理事が互選する。

3 役員のうちにはそれぞれの配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は総会において選任する。

5 監事は理事または法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 代表理事はこの法人を代表してその業務を統括する。

2 代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、副代表理事がその職務を代行する。副代表理事が選任されていない場合は代表理事があらかじめ指名した順序によって他の理事がその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款を定め、総会および理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況または特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第13条 役員任期は、就任後1年以内の決算に関する通常総会の終了の時までとする。但し再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても第10条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第17条 この法人の総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって構成する。

2 この法人は、総会で議決権を行使することができる正会員を定めるため、総会日より14日前以降の入会者については、正会員としての取り扱いをしない。

(権能)

第19条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 理事の承認
- (3) 監事の選任
- (4) 役員解任
- (5) 定款の変更
- (6) 合併
- (7) 解散
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第12条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会において、第21条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、その限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第25条 正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項および第40条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者等は、その数を記載する)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印、または署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べる事ができる。

(権能)

第28条 理事会はこの定款に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算の承認並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 理事の選任
- (4) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第29条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の要請があったとき

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による要請があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法でもって、少なくとも5日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(議決)

第33条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会において、第30条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第34条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 議長は、理事会の議事の経過及びその結果について議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者等は、その数を記載する)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印または署名しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年の1月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第38条 この法人の事業計画および予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

3 事業計画および予算は、理事会議決後の総会において報告する。

(事業報告および決算)

第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第40条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第41条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 特定非営利活動法人法第43条の規定による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第42条 この法人は総会において出席した正会員の3分2以上の議決を経、かつ所轄庁の認

証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第43条 この法人が解散の際有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の東京事務所内、この法人のホームページおよび官報に掲載して行う。

第8章 雑則

(事務局)

第45条 この法人は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(実施細則)

第46条 この定款の実施に関しては必要な規則は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は第11条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。

代表理事 石橋勝

副代表理事 森垣繁

理事 城戸啓子、木村町子、三宅登志子、篠原静枝、西川千夏子、大西健丞、石橋桂

監事 田中新吾

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第13条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年の通常総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は第37条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年1月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第38条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

施行： 1999年10月18日
改訂： 2000年4月18日
改訂： 2001年12月6日
改訂： 2002年8月20日
改訂： 2006年9月15日
改訂： 2007年1月11日
改訂： 2009年5月1日
改訂： 2009年10月31日
改訂： 2011年1月21日
改訂： 2011年7月22日
改訂： 2011年9月4日
改訂： 2012年4月17日
改訂： 2012年8月9日
改訂： 2013年4月17日
改訂： 2013年11月7日
改訂： 2014年4月9日
改訂： 2015年4月22日
改訂： 2015年12月1日
改訂： 2016年4月21日